

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成22年9月30日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき「(仮称)ラゾーナ川崎C地区開発計画」に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	NREG 東芝不動産株式会社 東京都港区芝公園一丁目8番4号 代表取締役 辻 雅英
	指定開発行為の名称	(仮称)ラゾーナ川崎C地区開発計画
	指定開発行為の種類	大規模建築物の新設(第1種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区堀川町72番34 他
	指定開発行為の目的	業務施設の新設
	指定開発行為の内容	区域面積:約9,770㎡、建築面積:約7,600㎡、延べ面積:約107,650㎡ 建物高さ:約65m(最高高さ:約71m)
	指定開発行為の施行期間	平成22年度～平成24年度
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成22年9月30日(木)から 平成22年10月29日(金)まで (土曜日、日曜日等閉庁日は除く。ただし、幸区役所では第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。) 時間:午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	川崎区役所、幸区役所及び本庁(環境局環境評価室)
	条例公聴会の開催について	<ul style="list-style-type: none"> 条例準備書関係住民から条例公聴会の開催申出があった場合で市長が必要と認めるときは、その開催について公告します。 条例公聴会開催申出書の提出期限:平成22年10月29日(金)まで(郵送の場合は10月29日消印有効) 申出書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意しています。
	申出書提出先・問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 電話番号:044-200-2156 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm
今後の手続きの流れ	<p>条例公聴会開催の申出がある場合 申出がない場合</p> 	<p>市長が意見を聴こうとする事項について意見を述べることができます。</p>
		<p>環境影響評価の内容を審議し、その結果を市長に答申します。</p> <p>上記審議会からの答申を基に、環境の保全の見地から市長意見を記載した書類を公告します。</p> <p>条例審査書を基に、条例準備書の記載内容を再検討した上で、事業者の見解を記載した書類を公告します。</p>